

受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則施行細則を廃止する規則

制定 平成 22 年 4 月 7 日

次に掲げる規則は、廃止する。

受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則施行細則(平成 20 年 1 月 30 日通知)(以下「旧細則」という。)

附則

- 1 この規則は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）附則第 3 号に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 旧細則第 1 章第 1 節及び第 5 節の規定は、なお従前の例による。
- 3 旧細則第 2 章第 4 節及び第 20 条の規定は、なお従前の例による。

以上